

介護職員等特定処遇改善加算手当

①経験・技能ある介護員の平均処遇改善額は、②他の介護員の平均処遇改善額の2倍以上とする。また、①経験・技能ある介護員の中で、5名以上が年収440万円以上となるよう調整を行い、同加算収入総額が職員への支払総額に満たない場合には、年度末に調整支給することとする。①経験・技能ある介護員及び、②他の介護員とは以下のとおりとし、支給額においては介護職員等特定処遇改善加算の見込額により決定する。

① 経験・技能ある介護員とは

1. 介護福祉士の資格を有し当法人勤続10年以上の常勤職員であり、変則勤務（夜勤を含む）に従事している場合
2. 介護福祉士の資格を有し当法人でリーダー級職員として勤務に就き、変則勤務（夜勤を含む）に従事している場合
3. 介護福祉士の資格を有し当法人勤続10年以上の常勤職員であり、日勤業務のみに従事している場合
4. 介護福祉士の資格を有し当法人でリーダー級職員として職務に就き、日勤業務のみに従事している場合

② 他の介護員とは

1. リーダー級職員として職務に就き、変則勤務（夜勤を含む）に従事している場合
2. 当法人勤続5年以上の常勤職員であり、変則勤務（夜勤を含む）に従事している場合
3. 当法人勤続5年未満の常勤職員であり、変則勤務（夜勤を含む）に従事している場合
4. 当法人勤続5年以上の常勤職員であり、日勤業務のみに従事している場合
5. 当法人勤続5年未満の常勤職員であり、日勤業務のみに従事している場合
6. 嘱託職員（フルタイム）・パート職員の場合

※ 基準日は毎月1日とし、非正規職員においてもこれに準ずる。